

道州制特区の推進に関する意見書

1 地方分権の推進

人口減少や高齢化の進行など、地域を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地域が持続的に発展し続けていくためには、この国のかたちを中央集権型から地方分権型へ転換し、地域が自ら主体的に考え行動することができる自立した地域社会の実現を図ることが重要です。また、「地方創生」を強力に進める観点からも、より一層の地方分権改革を推進する必要があります。

特に、道州制特区制度は、国からの権限移譲等を先行的・モデル的に進めるため、特定広域団体が法律に基づき国に対して権限移譲等を求めることができる大変重要な仕組みです。

そこで「道州制特別区域基本方針」において平成 27 年度までとされている計画期間については、これまでの取組の成果を踏まえ延長していただきたい。

また、特定広域団体である北海道が権限移譲等を求める提案については、市町村からの意見聴取、北海道議会の議決を経たものであることを踏まえ、実現に最大限努めていただきたい。

さらに、提案募集方式なども含め、地方からの権限移譲等に係る提案についてはその実現を前提として検討を行うとともに、移譲等によって支障が生じる場合にはその解決策を検討して移譲等を可能にするなど、地方の発意を最大限尊重して対応いただきたい。

2 権限・財源の一体的移譲

平成 26 年 6 月に取りまとめられた「地方分権改革の総括と展望」では、権限移譲に当たっては移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講ずるとされています。

このため、国から移譲される事務・事業の円滑な実施に向け必要な財源が確保されるよう、移譲事務・事業の執行に国が要している経費を明らかにした上で交付金での措置を義務化するなど、権限・財源の一体的移譲を担保する確実な制度設計についてご配慮いただきたい。

平成 28 年 1 月 22 日

道州制特別区域推進本部長 安倍 晋 三 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 埼玉県知事 上田 清司

参与 北海道知事 高橋 はるみ